

**高知市障害者相談支援事業及び障害支援区分認定調査業務
委託に係る公募型プロポーザル募集要領**

1 業務名

高知市障害者相談支援事業及び障害支援区分認定調査業務

2 目的

障害者等の福祉に関する各般の問題につき、障害者等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他の障害福祉サービスの利用支援等、必要な支援を行うとともに、虐待の防止及びその早期発見のための関係機関との連絡調整その他の障害者等の権利擁護のために必要な援助を行う障害者相談支援事業（以下「相談支援事業」という。）及び介護給付費、特例介護給付費、訓練等給付費（うち共同生活援助の身体介護が必要な者のみ）及び日中一時支援事業費の支給申請をした者に面接し、身体障害、知的障害、精神障害及び難病に共通した調査項目について調査することに加えて、本人及び家族等の状況や、現在のサービス内容や家族からの介護状況等を調査する障害支援区分認定調査業務（以下「認定調査業務」という。）について、高知市が定める4地区において、事業効果を高めることができる事業者を募集するもの。

3 委託業務の内容

詳細については、高知市障害者相談支援事業及び障害支援区分認定調査業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）のとおりとする。

【参考】

・相談支援事業

令和5年度地区別相談実績

	地区内人口（R6. 4. 1 現在）	相談実績（実人数）
東部	70,997	433
西部	102,257	509
南部	64,728	497
北部	76,134	504

・認定調査業務

令和7年度～令和9年度月別認定調査件数見込

令和7年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
更新(市内)	33	37	28	42	42	33	52	35	47	51	38	49	487
更新(市外)	7	4	7	4	16	6	13	10	10	11	4	7	99
計	40	41	35	46	58	39	65	45	57	62	42	56	586
令和8年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
更新(市内)	41	58	57	44	58	65	48	39	64	45	49	77	645
更新(市外)	11	5	8	12	27	5	7	16	31	7	19	11	159
計	52	63	65	56	85	70	55	55	95	52	68	88	804
令和9年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
更新(市内)	59	67	57	56	51	65	76	67	63	64	73	53	751
更新(市外)	6	2	4	6	14	15	0	6	11	7	7	5	83
計	65	69	61	62	65	80	76	73	74	71	80	58	834

※認定調査件数は上の表に各月新規15～20件追加見込

4 担当地区等

- (1) 相談支援事業は、高知市を東西南北の4地区に分け、各地区を1者が担当
- (2) 認定調査業務は、上記相談支援事業を受託する者のうち1者が、高知県内（対象者は高知市が調査を指示する者）を担当

5 対象者

(1) 相談支援事業

- ① 各地区に居住する障害者等
- ② 障害児の保護者及び障害者等の介護を行う者
- ③ 関係機関の者

※ 対象者の状況によっては、担当地区外の障害者等でも他の受託事業者と連携のうえ対応する場合がある。

(2) 認定調査業務

- ① 本市に対し、介護給付費、特例介護給付費、訓練等給付費（うち共同生活援助の身体介護が必要な者のみ）及び日中一時支援事業費の支給申請をした者のほか、本市が調査を指示する者

6 業務委託期間

令和7年4月1日から令和10年3月31日まで

7 業務予算額

4事業所 総額 233,697,000円（消費税及び地方消費税含む。）以内

区分	地区	令和7年度	令和8年度	令和9年度
相談支援事業	東部	14,087,000円	14,087,000円	14,087,000円
	西部	14,087,000円	14,087,000円	14,087,000円
	南部	14,087,000円	14,087,000円	14,087,000円
	北部（事務所確保費用を含む）	14,879,000円	14,879,000円	14,879,000円
認定調査業務	—	20,759,000円	20,759,000円	20,759,000円
計	—	77,899,000円	77,899,000円	77,899,000円
合計	—	233,697,000円		

※ 各年度、上記の額以内の見積金額で業務を受託し、確実に実施可能な企画提案であること。

8 参加資格要件

公告日から契約相手方の候補者決定までの間において、次に掲げる要件を全て満たす者であること。

- (1) 令和6年10月1日現在、高知市内において、指定相談支援事業所（指定特定相談支援事業所又は指定一般相談支援事業所）を設置・運営しており、継続して運営ができる者（休止中のものは除く）
- (2) 相談支援事業については、少なくとも1名以上は仕様書に示す有資格者を配置できる者
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項各号に該当しない者

- (4) 本店及び営業所等が国税、直近2事業年度の地方税及び直近2年間の社会保険料（健康保険料、厚生年金保険料、子ども・子育て拠出金）を滞納していない者
- (5) 代表者又は役員等が、高知市事業等からの暴力団の排除に関する規則（平成23年規則第28号）第4条各号のいずれにも該当しない者
- (6) 破産法（平成16年法律第75号）第18条第1項若しくは第19条第1項若しくは第2項の規定に基づく破産手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者。ただし、民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立てがなされた者であっても、民事再生法の規定に基づく再生計画認可の決定又は会社更生法の規定に基づく更生計画認可の決定を受けた者については、当該再生手続開始又は更生手続開始の申立てがなされなかったものとみなす。
- (7) 高知市競争入札指名停止措置要綱（平成6年7月1日制定）（以下「本市指名停止要綱」という。）の規定による指名停止又は指名回避の措置を受けている期間が存在しない者若しくは本市指名停止要綱の対象となる事案に該当しない者であること

9 質疑・回答

企画提案に関する質問等の取扱いは、以下のとおりとする。なお、受付期間終了後は、一切の質問を受け付けない。

- (1) 提出期限：令和6年11月6日（水）正午（必着）
- (2) 提出先：高知市障がい福祉課 地域生活支援室
- (3) 提出書式：質問書（様式第5号）
- (4) 提出方法：持参〔土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「祝日法による休日」という。）を除く日の午前8時30分から午後5時15分（最終日は正午）まで〕、E-mail又はFAXのいずれかにより行うこと。電話及び口頭による質問は受け付けない。
- (5) 回答：質問の内容及び回答については、11月11日（月）に高知市障がい福祉課ホームページに掲載。

10 参加意向申出書及び資格審査

企画提案を行おうとする者は、以下のとおり関係書類を2部（原本1部、写し1部）提出すること。

- (1) 提出書類：参加意向申出書（様式第1号）
関係書類一覧表（別紙2参照）
※提出書類への穴開けは禁止
※令和6・7年度物件等競争入札参加資格者名簿に登録されている場合は、一部提出が不要な書類があります。
- (2) 提出期限：令和6年11月15日（金）午後5時（必着）
- (3) 提出先：高知市障がい福祉課 地域生活支援室
- (4) 提出方法：持参〔土曜日、日曜日及び祝日法による休日を除く日の午前8時30分から正午及び午後1時から午後5時15分（最終日は午後5時）まで〕又は郵送（書留又は配達証明）により行うこと。
- (5) 資格審査：資格審査を行い、「参加資格確認結果通知書（様式第2号）」により通知する。なお、欠格となった者は通知を受けた日の翌日から起算して7日以内にその理

由について説明を求めることができる。

11 提案書の提出等

参加資格確認結果通知書（様式第2号）により、資格を有することを認める通知があった者は、以下の書類を作成要領に従って作成し、期日までに1提案に対して1つ提出すること。ただし、仕様書に示す業務体制を満たしていないもの、あるいは経費積算書における年額が7に示す予算額を超過するものについては、欠格とする。

(1) 提出書類

① 提出すべき書類

- ・提案書（様式第3号）
- ・経費積算書（様式第4号）
- ・その他提案者において必要と認めるもの

② 様式及び提出部数

- ・用紙サイズはA4サイズで統一すること。
- ・カラー・モノクロは問わない（ただし、モノクロのコピーを行った場合でも内容が明瞭となるよう工夫を行うこと。）
- ・片面・横書きとし、提案書はホッチキス止めすること。
- ・原本1部、写し7部の計8部提出すること。
- ・提出書類への穴開けは禁止

(2) 作成にあたっての留意事項

受付期間内に提出された応募書類をもって審査を行うため、各提出書類の作成にあたっては、以下の点に留意するとともに、わかりやすく簡潔にまとめること。

① 提案書

提案書の作成にあたっては、様式第3号を使用すること。また別に定める、高知市障害者相談支援事業及び障害支援区分認定調査業務委託提案書作成要領を参考に、各項目は必ず記入し、事業目的達成に対応したものとすること。

② 経費積算書

- ・令和7～9年度の3年間の各年度の年間経費積算書（様式第4号）を提出すること。
- ・積算根拠が明確になっていること。
- ・明細書、内訳等が明記されていること。

③ その他提案者において必要と認めるもの。

様式・分量は提案者の自由とする。

(3) 提出期限及び提出先・提出方法

- ① 提出期限：令和6年12月20日（金）午後5時（必着）
- ② 提出先：高知市障がい福祉課 地域生活支援室
- ③ 提出方法：持参〔土曜日、日曜日及び祝日法による休日を除く日の午前8時30分から正午及び午後1時から午後5時15分（最終日は午後5時）まで〕又は郵送（書留又は配達証明）により行うこと。

12 審査及び選定基準

(1) 審査主体

プロポーザル方式により提案の選考を厳正かつ公平に行うため、高知市障害者相談支援事業及び障害支援区分認定調査業務プロポーザル選定委員会（以下「選定委員会」という。）にて審査を行う。構成は、委員長1人、副委員長1人、委員5人の計7人である。

(2) 審査項目・選定基準

審査項目の詳細及び審査の視点、配点は別紙1のとおり

(3) プレゼンテーションの実施

提案者は、選定委員会に対し提案書のプレゼンテーションを実施する。

① 実施日時及び場所

日時等は別途通知する。

② 実施時間

・相談支援事業

1者1提案につき20分程度（プレゼンテーション10分以内、質疑10分程度を想定）

・認定調査業務

相談支援事業に加えて20分程度（プレゼンテーション10分以内、質疑10分程度を想定）

③ 機器等

プレゼンテーションの際にパソコン等の使用も認めるが、スクリーン及びプロジェクター以外の機器は各自用意すること。

④ 出席者

5名までとする。ただし、本業務の管理を予定する者は原則出席すること。

(4) 候補者の決定

12-(2) 審査項目・選定基準により、提出された書類及びプレゼンテーションの実施結果を受けて総合的に評価し選定する。候補者は、地区ごとに選定委員会の合計点が最も高い提案者とする。なお最高得点の者が同点で2者以上ある場合は、選定基準の大項目1の合計点が高い者を候補者とする。さらに、選定基準の大項目1の合計点も同じ場合は、くじにより候補者を選定する。

ただし、選定基準の大項目の合計点が満点の60%未満となった提案者、また、中項目の合計点が1項目でも0点となった提案者は、候補者に選定しない。したがって、本プロポーザルの提案者が1者もこれらの基準を満たさない場合、選定委員会は候補者を選定しない。

また、候補者が参加資格要件を有しなくなった場合又は辞退した場合は、次点者を候補者とする。次点者についても、候補者と同様に最低基準点（選定基準の大項目の合計点が満点の60%以上及び中項目の配点が1点以上）を超える者だけを対象とする。

なお、提案が1者であっても、本プロポーザルは成立するものとする。ただし、最低基準点（選定基準の大項目の合計点が満点の60%以上及び中項目の配点が1点以上）を得られなかった場合は、候補者に選定しない。

(5) 審査結果通知

審査終了後、全提案者に書面で通知する。

審査結果等についての不服及び異議申立てがある場合は、通知を受けた日の翌日から起算して7日以内に、その理由について説明を求めることができる。その場合、本市が開示しても差し支えないと判断した項目に限り回答する。

13 スケジュール（予定）

- | | | |
|-----------------|---------------|----------|
| (1) 質疑の提出期限 | 令和6年11月6日（水） | 正午（必着） |
| (2) 参加意向申出書提出期限 | 令和6年11月15日（金） | 午後5時（必着） |
| (3) 参加資格確認結果通知書 | 令和6年12月6日（金） | |
| (4) 提案書等提出期限 | 令和6年12月20日（金） | 午後5時（必着） |
| (5) プレゼンテーション | 令和7年1月16日（木） | |

- (6) 評価・審査 令和7年1月16日(木)
 - (7) 審査結果通知 令和7年1月21日(火)
 - (8) 契約締結日 令和7年3月上旬
- ※ 令和7年4月1日(火) 業務開始

14 その他留意事項

- (1) 参加意向申出書受理後に辞退する場合は、辞退届(様式自由)を提出すること。
- (2) 提案書等の提出書類が期限までに提出されなかった場合は、いかなる場合においても提出書類を提出することはできない。
- (3) 選定結果にかかわらず、応募に要した費用については、全て参加者の負担とする。
- (4) 提出された提案書等は返却しない。
- (5) 提出された書類は、必要に応じ複写(庁内及び選定委員会での使用に限る。)することがある。
- (6) 提出された提案書等は、高知市行政情報公開条例に基づく開示請求があった場合には対象文書として原則開示する。
ただし、事業を営むうえで、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は、同条例第9条第1項第3号の規定により客観的に判断した結果、非開示とすることがある。
- (7) 契約者以外の企画提案の内容については、提案者の承諾なしに利用しない。
- (8) 提出期限以降における提案書類等の差替え及び再提出は認めないが、市の指示による場合はこの限りではない。
- (9) 提出書類等の記載事項が虚偽であったことが判明した場合は、その時点で失格とする。
- (10) 委託契約の締結に際しては、企画提案の詳細について別途協議・調整の上、企画提案の内容を一部変更して契約することがある。
- (11) 別途協議・調整が整った後に、契約の相手方となる事業者は、詳細な経費を積算した見積書を再度提出するものとする。
- (12) 応募に必要な書類の様式及び要領等は高知市障がい福祉課ホームページに令和6年11月5日(火)から令和7年1月16日(木)まで掲載する。
- (13) 審査結果の通知時に、候補者の名称、所在地、総得点、その他参加者(「B社」「C社」等と記載)の総得点を市のホームページで公表する。また、契約締結後、契約相手方、契約締結日、契約金額を公表する。
- (14) 契約相手方の候補者決定から契約締結の日までの間において、次に該当したときは、契約候補の決定を取り消し、契約を締結しないことがある。
 - ① 参加資格要件(2)~(7)を満たさなくなったとき。
 - ② 本市の指名停止要綱の対象となる事案に該当したとき。
 - ③ 選定委員会の委員、市職員又は当該プロポーザル関係者に対して、不正な接触の事実が認められたとき。

15 問い合わせ先

〒780-8571 高知市本町5丁目1-45
高知市障がい福祉課 地域生活支援室 担当：三浦・山崎
電話：088-823-9378 FAX：088-823-9370
E-mail：kc-120300@city.kochi.lg.jp